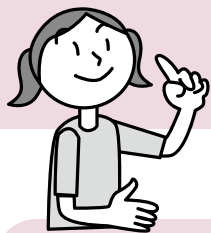


出向者のうつ病発症および復職後の自殺につき、出向元・出向先の責任が否定された事案

# 四国化工機ほか1社事件



安西法律事務所 弁護士 木村恵子

高松高裁 平成27年10月30日判決(労判1133号47頁) (本判決)

徳島地裁 平成25年7月18日判決(労判1133号80頁)

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は「労働法実務 Q&A800 問 (共著・労務行政研究所編)」など。

本件は、在籍出向者（以下「A」という。）が、出向後にうつ病となり、自宅療養を経て出向元に職場復帰したものの、悪化し、再度の自宅療養中に自殺をしたことにつき、遺族が、出向先と出向元に対して損害賠償を請求した事案である。本判決は、出向元と出向先、いずれについても責任を否定した。昨今、事業統合等に伴う在籍出向等も少なくない中で、出向にかかる人事労務管理の参考となる事案である。

## 1. 事案の概要

### 1) 当事者

(1) 訴えた側 (X) 訴えた (原告ら・控訴人兼被控訴人ら<sup>1)</sup>) のは、Aの遺族である妻および2人の子供である (以下、総じて「Xら」という。)

(2) 訴えられた側 (Y) 訴えられたのは、出向元であった、徳島に本社を置く食品充填機等の製造、販売等を行う企業 (被告、被控訴人、以下「Y1」という。) および、出向先であったY1の子会社の東京に本社を置く食品機械メーカー (被告、控訴人、以下「Y2」という。) である。

### 2) Xらの請求の根拠

(1) Y1に対する請求 Aの自殺につき、Y1が、Aを出向させたこと等が安全配慮義務違反であるとして、1億円を超える損害賠償 (Y2と連帯) を請求した。

(2) Y2に対する請求 Aの自殺につき、Y2が、Aには出向に伴い精神的な負担がかかっていることを十分認識しながら、過重な業務指示をしたこと等が安全配慮義務違反に該当するとして、1億円を超える損害賠償 (Y1と連帯) を請求した。

### 3) 事実関係の概要 (高裁において認定された事実関係)

(1) Aは、昭和62年4月Y1に入社し、設計業務に従事していた。

(2) Y1は、自社で行っていた小型デザート機の設計製作事業をY2に移管し、Y2で扱っていた包装機関

係の設計製作事業をY1に移管する計画を立て、それに伴い、AをY2に出向させることとし、Aに出向を打診した。Aは、幼い子供2人を抱える共働き世帯で家事育児を分担しており、老親がいることなどから出向は困難であると返答したが、上司のB部長らから前向き

の検討を求められ、承諾した。Y1は、平成11年4月16日、AにY2への出向を命じた (以下「本件出向」という。)

(3) Aは、5月6日、Y2に赴任した。Y2のC常務は、7日、Aに対して、小型デザート機UFS-10の基本設計のやり直しを担当するように告げた。8日には、UFS-12を展示会に出展するため、急ぎ改造するよう

に指示をした。その際、C常務は、UFS-12の改造は、さほど難しくないが納期が15日のため、できる限り早く

やって欲しい旨告げた。

(4) Aは、C常務に対し UFS機の改造は、効率の観点からY1で作業をしたい旨申し入れ、C常務はこれを認め、Aは11日から17日まで徳島のY1で勤務をした。

(5) 18日、AはY2に帰社したが、19日には早退し病院でうつ状態と診断された。20日、Aは入社したが、異常を感じたC常務は、Aを徳島に帰宅させた。

(6) 本件出向後から18日までのAの残業等時間は43時間であった。

(7) Aは、徳島でD医師の診察を受け、5月21日から8月25日まで自宅療養をした。

(8) Aは、同月26日からY1の職場に復帰した。同日、D医師は、B部長らに、少しずつ職場復帰を進めるよ

うに求め、B部長らは、直属の上司にAは病み上がりなので、残業をさせないようになどの指示をした。

(9)その後、Aのうつ状態は悪化し、11月2日から再度自宅療養をしていたが、24日頃、自宅で縊死した。

## 2. 1 審判決要旨

### 1) Y1について

本件出向命令は権利の濫用とは認められず、また、出向中は基本的に出向先が安全配慮義務を負うこと等からY1には、安全配慮義務違反はないとした。

### 2) Y2について

Aには出向に伴う精神的な負荷がかかっていることを十分に認識しあるいは認識できたものであるとし、その状態で、C常務が著しく困難な納期を設定しUFS-12等の改良を命じたことにつき、Y2の安全配慮義務違反を認めた。

## 3. 本判決(高裁判決)の要旨

### 1) Y1について

#### ア 本件出向命令自体の安全配慮義務について

本件出向命令は、i) 候補者の選定が不合理とはいえず、ii) Aの家庭環境等に照らしても、Aが出向を受諾した以上、配転権濫用とはいえず、iii) 出向命令

の内示方法も違法とはいえないほか、iv) Aに既往歴はなく精神疾患発症の予見可能性はなかったとして本件出向命令を発したことで自体の安全配慮義務違反を否定した<sup>①</sup>。

#### イ Y1復帰後の安全配慮義務について

Xらは、Y1には「手引き」<sup>②</sup>に従い、職場復帰後にフォローアップ義務があると主張したが、この当時は、復帰支援について系統だった取組みをする企業が少数であったこと等から、フォローアップ面談等を実施していないことをもって安全配慮義務違反があったとはいえない等<sup>③</sup>として、職場復帰後のY1の安全配慮義務違反も否定した。

#### 2) Y2について

安全配慮義務の判断枠組みについて、「過労等による精神状態の悪化は瞬時に起こるものではなく、ある程度の期間を通じて漸増的に生じるものと考えられる。」とした上で、「特定の業務指示のみに着目するのではなく、その後の業務負担の軽減をも考慮して」安全配慮義務違反の有無を判断すべきとして、C常務が、Aの申し入れ等に基づき、過重な業務指示を短期間に修正し、適切な業務調整を行っていること等から、精神障害発症の予見をすることは困難であった<sup>④</sup>としてY2の安全配慮義務違反についても否定した。

## ワンポイント解説

### 1. 出向にかかる精神的負担について

本判決は、別件の行政訴訟<sup>①</sup>同様、単身赴任となることや家庭の状況、出向期間等に照らし、本件出向命令により強い心理的負荷がかかったと評価し<sup>④</sup>、さらにY2での業務も強い心理的負荷となったとしてAの死亡に業務起因性を認めた上で、上記下線①～③のような判断をしてYらの責任を否定した。出向自体の心理的負荷の程度を判断する際には、かかる事情が斟酌されることには留意し、出向を命じる際には、あらかじめ家庭の状況等を調査し、出向期間等

も明示した上で、命じることが望ましいであろう。

### 2. 出向にかかる精神的負担について

本判決は、精神障害発症の予見可能性について判断する際に、上記下線③のように過重な業務指示の後の業務負担の軽減措置を考慮する判断枠組みを用いた。このような点に照らせば、安全配慮の観点からは、業務指示に際しては部下の業務遂行状況等を把握し、少しでも過重性が疑われた場合には、速やかに軽減措置を講じる等の対応をとることが重要であるといえよう。

1) 本件では、1審で、Y1との関係ではXらが敗訴し、Y2との関係ではXらが勝訴し、Y1およびXらがともに控訴したことから、Xらは、Y1に対する控訴の関係では控訴人であり、Y2との関係では被控訴人になる。  
2) 平成16年10月に厚生労働省から発出された「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を指す。なお、「手引き」は、平成16年10月に発出された後、平成21年3月、平成24年7月に改訂されている。本判決は、平成11年の事案であったために、上記下線②の判断がなされているが、企業のメンタルヘルス対策の推進が図られている現在の状況に鑑みれば、同様の判断がなされるとは限らない。  
3) 本件にかかる遺族の労災保険法に基づく遺族補償給付等の請求については、別件の行政訴訟で業務起因性を認める判断が確定している(高松地方裁判所 平成21年2月9日判決、高松高裁 平成21年12月25日判決)。  
4) 平成23年12月厚生労働省発出の「心理的負荷による精神障害の認定基準」でも、「配置転換があった」「転勤をしたこと」等は、心理的負荷が「中」と評価している。